

妊産婦マル福 産婦人科以外現物給付に係る運用について②

運用について、以下のとおりお願いいたします。

- ① レセコンシステムの患者情報に公費番号として2つの番号を登録した場合、実際の使用が片方であった場合でも、

<例> (産婦人科以外受診の場合)

公費①請求点数 86 番又は 96 番 0 点

公費②請求点数 97 番 (仮) 1000 点

上記のようなレセプトが作成された場合は、0 点の公費負担者番号等はそもそも請求対象が発生しないので記載するものではないため、0 点公費をレセプトに記載しないようお願いいたします。

- ② 公費が混在した場合

<例> 保険請求点数 1000 点

公費①請求点数 86 番又は 96 番 1000 点

公費②請求点数 97 番 (仮) 1000 点

のレセプト記載では請求誤りのため、

↓

保険請求点数 1000 点

公費①請求点数 86 番又は 96 番 600 点

公費②請求点数 97 番 (仮) 400 点

のように請求していただくようお願いいたします。

また、産婦人科以外の診療科の場合、紹介状があれば 86 番又は 96 番、紹介状がなければ 97 番 (仮) となりますが、調剤薬局は処方箋発行機関に確認しないと判断できないため、混在する場合は、医療機関の処方箋にどの薬剤等をどちらの公費で使用するのか明記していただくようお願いいたします。